# 図書館法施行令 （昭和三十四年政令第百五十八号）

図書館法第二十条第一項に規定する図書館の施設、設備に要する経費の範囲は、次に掲げるものとする。

###### 一

施設費

###### 二

設備費

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。